

令和6年4月1日改訂

子育て情報誌



上板町

はじめに

次代を担う子どもたちがのびのびと健やかに成長し、活力ある社会を築いていくことは、わたしたち町民みんなの願いです。

しかし、近年、核家族化の進行、女性の社会進出などを背景として、子どもをとりまく環境は大きく変化し、合計特殊出生率が最低の水準を更新し続けるなど、少子化は一層進行しています。

少子化の進行は、子ども自身への影響や、若年労働力の減少などによる社会活力の低下などさまざまな影響を与えることが懸念されています。

このような中で、上板町では、家庭、地域、行政が一体となってもにささえあい、安心して子どもを育てることができる社会づくりをめざして、平成27年3月に上板町子ども子育て計画を策定しました。

この計画の施策の一つとして子育てをより充実したものとする、子育て情報誌を発行しました。この情報誌は子育てに関する各種制度の概要や施設の利用案内などの情報を集めてあります。

詳しい情報は上板町ホームページに掲載していますので、

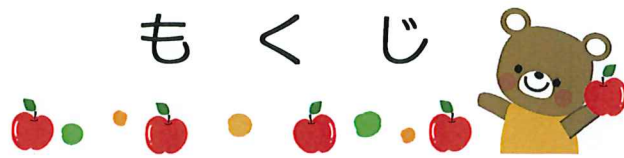
「<http://www.townkamiita.jp/>」をご参照ください。

この情報誌が少しでも子育てに役立つことを期待しています。

＊妊娠・子育てのことで悩んだらまずここにご相談ください＊

- 上板町役場 保健相談センター 088-694-3344
- 上板町子育て世代包括支援センター 088-694-5599
「藍っこ」（保健相談センター内）
- 上板町役場 民生児童課 088-694-6811
上板町子ども若者家庭支援室 088-637-6006
- 上板町子育て支援センター 088-694-8180
(さくら保育所内)

※その他、相談窓口は本誌 P. 39 をご参照ください。



1 妊娠が分かったら

1p

○ 妊娠届・母子健康手帳の交付	1p
○ 妊婦一般健康診査受診票(妊婦健診)	1p
○ 多胎妊婦 0 超音波検査受診票	1p
○ 県外医療機関等で妊婦一般健康診査、 多胎妊婦超音波検査を受けた場合の助成について	1p
○ 「伴走型相談支援」・「出産応援給付金」	2p
○ 赤ちゃん和妈妈のお部屋	2p
○ 家庭訪問	2p
○ 助産制度	2p
○ 産前・産後サポート事業	2p

2 赤ちゃんが生まれたら

3p

○ 出生届を提出しましょう	3p
○ 出産祝金制度	3p
○ 子どもはぐくみ医療費助成制度	4p
○ 児童手当	4p
○ 養育医療	4p
○ 出産育児一時金	4p
○ 出産祝い育児用品等配布事業	5p
○ 産後ケア事業	5p

3 家庭訪問・健康診査について

6p

○ 新生児・乳児・産婦訪問	6p
○ 低出生体重児訪問	6p
○ 「伴走型相談支援」・「子育て応援給付金」	6p
○ 「お食い初めセット」プレゼント	6p
○ 新生児聴覚検査受診票	7p
○ 県外医療機関等で新生児聴覚検査を受けた場合の助成について	7p
○ 乳児一般健康診査受診票	7p
○ 産婦健康診査受診票	7p
○ 乳幼児健康診査	8p
○ 股関節脱臼検診	8p
○ ブックスタート	9p
○ のびのび子育て教室	9p
○ 育児相談・食事(離乳食)相談	9p
○ 赤ちゃん和妈妈のお部屋	9p
○ 子育てに関する相談窓口	10p
○ 発達相談	10p



4 生後2か月から始まる予防接種について 11p

- 予防接種の種類と接種年齢 11p
- 県外医療機関で予防接種を受けた場合の助成について 13p
- 妊娠を希望されるお母さんで、
風しんの抗体価が低い方へ風しん予防接種費用を助成しています 13p

5 小児救急医療について 14p

- 小児医療相談窓口 14p
- 小児救急医療体制 14p

6 子育てを応援します 15p

- 子ども・子育て支援新制度について 15p
- 「とくしま在宅育児応援クーポン」事業について 19p
- さくら保育所 20p
- 上板町地域子育て支援センター 21p
- ファミリー・サポート・センター 22p
- 子育て短期支援事業 24p
- 病児保育事業 25p
- 幼稚園 27p
- 学童保育(放課後児童健全育成事業) 28p
- 放課後児童クラブ利用料軽減事業 28p
- 子育てグループ 29p
- 子育て支援ボランティア 30p
- 地域の読みきかせ(おはなし)グループ 31p

7 もしもひとり親家庭になったら 32p

- 児童扶養手当 32p
- ひとり親家庭の医療費助成制度 32p
- 母子父子寡婦福祉資金貸付制度 32p

8 もしも子育てに悩んだら 33p

- 子育て世代包括支援センター「藍っこ」 33p
- 徳島県中央こども女性相談センター 34p
- 徳島県東部保健福祉局(家庭児童相談室) 34p
- 民生・児童委員 34p
- 上板町子ども若者家庭支援室 35p
- 社会福祉法人 矯風会 こども家庭支援センターひかり 36p



9 病気や障がいのある方へ 37 p

- 身体障害者手帳 37p
- 療育手帳 37p
- 自立支援医療(育成医療) 37p
- 補装具費の支給 37p
- 軽度・中等度難聴児補聴器購入費用の一部助成 38p
- 日常生活用具の給付及び貸与 38p
- 重度身体障がい児住宅改修費給付事業 38p
- 重度身体障がい児住宅改造助成事業 38p
- 重度心身障がい児に対する医療費の助成 38p
- 小児慢性特定疾患患者に対する医療の給付 39p
- 小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付 39p
- 特定疾患患者に対する医療費の助成 39p
- 障害児福祉手当 39p
- 特別児童扶養手当 39p
- 介護手当 40p
- 特定疾患患者(児童)に対する障がい福祉サービス等 40p
- 児童居宅介護 40p
- 児童発達支援 40p
- 放課後等デイサービス 40p
- 保育所等訪問支援 41p
- 短期入所 41p
- 行動援護 41p
- 移動支援 41p
- 日中一時支援 41p

10 児童虐待について 42 p

- 虐待の種類 42p
- もし虐待に気づいたら 43p
- もし自分自身が虐待してしまいそうだと感じたら 43p

11 各機関連絡先 44 p

12 上板町児童公園地図



1

妊娠がわかったら

妊娠届・母子健康手帳の交付

お問い合わせ先

子育て世代包括支援センター「藍っこ」 TEL 694-5599

産婦人科などで受診し、出産予定日が分かりましたら、妊娠11週までに保健相談センターに届出て、お母さんと赤ちゃんの健康管理をしていきましょう。

届出時に必要なもの	本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など） 妊娠初期アンケート（市町村提出用）
妊娠届出時に交付されるもの	母子健康手帳、および共通診療ノート 妊婦一般健康診査受診票（14枚）、産婦健康診査受診票（2枚） 子宮頸がん一次検診票 新生児聴覚検査受診票（1枚） 乳児一般健康診査受診票（2枚） その他、資料

妊婦一般健康診査受診票（妊婦健診）

お問い合わせ先

子育て世代包括支援センター「藍っこ」 TEL 694-5599

妊婦一般健康診査14回分の受診票を交付しています。

健診内容は、妊娠時期に応じますが、基本的な妊婦一般健康診査、血液検査、超音波検査等です。

< 注意 >

上板町から他市町村に転出した場合、交付している受診票はお使いいただけません。転出先の市町村で交換してもらってください。

多胎妊婦超音波検査受診票

お問い合わせ先

子育て世代包括支援センター「藍っこ」 TEL 694-5599

多胎妊娠の方を対象に超音波検査受診票を交付しています。

妊娠18週、妊娠22週頃に実施した超音波検査が対象です。

< 注意 >

上板町から他市町村に転出した場合、交付している受診票はお使いいただけません。転出先の市町村で交換してもらってください。

県外医療機関等で妊婦一般健康診査、
多胎妊婦超音波検査を受けた場合の助成について

お問い合わせ先

子育て世代包括支援センター「藍っこ」 TEL 694-5599

里帰り出産等のため、県外医療機関等で妊婦一般健康診査、多胎妊婦超音波検査を受診する際に係る費用を助成いたします。



「伴走型相談支援」・「出産応援給付金」

お問い合わせ先

子育て世代包括支援センター「藍っこ」 TEL 694-5599

令和5年2月より、全ての妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育てまで切れ目のない相談支援を行う「伴走型相談支援」と、経済的負担の軽減を図ることを目的とした「出産応援給付金」の支給を実施しています。

対象：上板町に住民票を有し、妊娠届を提出した妊婦の方

赤ちゃん和妈妈のお部屋

お問い合わせ先

保健相談センター TEL 694-3344

出産後の赤ちゃん和妈妈の情報交換の場です。安心して出産・育児に臨めるよう、妊娠期からの参加ができます。（毎月第3火曜日 13：30～14：30）

家庭訪問

お問い合わせ先

保健相談センター TEL 694-3344

妊娠期の経過で相談したいことがある場合、保健師が訪問して相談に応じます。

助産制度

お問い合わせ先

保健相談センター TEL 694-3344

生活保護世帯、町民税非課税世帯及び所得税非課税世帯の妊婦を対象に、助産施設への入所の申し込みができます。

事前に東部保健福祉局への申請が必要となりますので、申し込みを希望される方はお早めに保健相談センターへご連絡ください。

産前・産後サポート事業

お問い合わせ先

保健相談センター TEL 694-3344

妊娠中から産後にかけて、出産・育児に関する不安や心配事の相談に保健師・助産師が応じます。

対象者	上板町に住民票のある妊婦・産婦（産後1年以内）
費用	無料
相談日・場所	平日8：30～17：15（祝日は除く） 電話・来所・家庭訪問で対応します。 来所でゆっくりご相談したい場合は事前に電話で予約をお願いします。



2 赤ちゃんが生まれたら

出生届を提出しましょう

お問い合わせ先
住民人権課 TEL 694-6809

赤ちゃんが生まれて、医師に出生証明書を書いてもらったら「出生届」を記入し届け出をします。

届出先	子（入籍すべき父または母）の本籍地、出生地、届出人（父または母）の所在地のいずれかの市区町村役場
届出期間	出生の日を含めて14日以内
持参するもの	出生届書1通、印鑑（押印は任意） 母子健康手帳、国民健康保険証（加入者のみ）

出産祝金制度

お問い合わせ先
住民人権課 TEL 694-6809

出産祝金は、時代を担う子どもの健やかな育成と保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、若者の定住促進や出産による少子化対策の一環として交付する制度です。

交付条件	<p>出産祝金の交付を受けることができる方は、出生届を提出し、かつ、その子を上板町の住民基本台帳に登録した方で、次の事項のいずれにも該当する方。</p> <p>1) 出産する方若しくはその配偶者が、出生した日において、上板町の住民基本台帳に登録されており、出産祝金交付決定後、1年以上本町に居住することを誓約し、現に上板町に居住して出生児を養育している世帯の父又は母。</p> <p>2) 出産する方及びその配偶者に町税等の滞納がないことなど。</p>								
交付金額	<table> <tr> <td>第1子</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>第2子</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>第3子</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td>第4子以降の出産</td> <td>200,000円</td> </tr> </table>	第1子	30,000円	第2子	50,000円	第3子	100,000円	第4子以降の出産	200,000円
第1子	30,000円								
第2子	50,000円								
第3子	100,000円								
第4子以降の出産	200,000円								
申請の手続き	<p>・上板町出産祝金交付申請書に「誓約書」を添えて、出生届提出の日から6箇月以内に、住民人権課に提出してください。</p> <p>※申請に必要なもの 印鑑、振込先が確認できる申請者名義の通帳など</p>								



子どもはぐくみ医療費助成制度

お問い合わせ先

民生児童課 TEL 694-6811

18歳に達する年度末まで、保険適用内の医療費（通院・入院とも）にかかる自己負担分を助成する制度です。0歳～中学校修了の期間までの通院と入院については、自己負担0円。中学校修了～18歳に達する年度末の期間の通院については、医療機関（診療料）ごとに月額600円までの自己負担が必要です。健康保険証に子どもの名前が入ってから、申請するようになります。

児童手当

お問い合わせ先

民生児童課 TEL 694-6811

児童手当は、中学校卒業まで（15歳に達した後最初の3月31日まで）の子どもを養育している方に支給します。

子どもの年齢		児童手当の月額
3歳未満		一律 15,000円
3歳以上	小学校修了前	10,000円 (第3子以降は15,000円)
	中学生	一律 10,000円

養育医療

お問い合わせ先

保健相談センター TEL 694-3344

下記の場合、申請により医療費の一部負担金が公費負担となる制度です。保健相談センターに申請し、指定医療機関での医療給付を受けてください。

要件	(1) 2,000グラム以下で出生したとき (2) 正常児が出生時に有する諸機能を得るに至っていないとき
----	---

出産育児一時金

健康保険の被保険者が出産した時に、加入している健康保険から給付を受けるものです。

支給額	50万円 ※産科医療保障制度加入の医療機関などで出産された場合に限りです。それ以外の場合は48万8千円になります。
届出先	勤務先または加入している健康保険へお問い合わせください。 ※上板町の国民健康保険に加入している方は、健康推進課（TEL 694-6810）にお問い合わせください。



出産祝い育児用品等配布事業

お問い合わせ先

保健相談センター TEL 694-3344

上板町でお生まれになったお子さんの保護者に対して、育児用品のセットを出生届出時に配布します。

産後ケア事業

お問い合わせ先

保健相談センター TEL 694-3344

退院直後の一定期間において支援を必要とする産婦及び乳児に対し心身のケア、育児のサポート等きめ細かな支援を行います。

事業の種類	<p>① <u>宿泊型産後ケア</u> 医療機関等において、母子で宿泊し、母体の体力回復のためのケアや乳児のケアを受けられるとともに、今後の育児に関する指導等が受けられます。</p> <p>② <u>デイサービス型産後ケア</u> 医療機関等において、母子で日帰りで施設を利用し、母体の体力回復のためのケアや乳児のケアを受けられるとともに、今後の育児に関する指導等が受けられます。</p> <p>③ <u>アウトリーチ型産後ケア</u> 助産師等が利用者の居宅を訪問して、母体の体力回復のためのケアや乳児のケアを受けられるとともに、今後の育児に資する指導等が受けられます。</p>
対象者	<p>上板町に住民票のある産婦（産後1年以内） ※乳房ケアは産後早期が効果的です。退院したらできるだけ早めにお申し込みください。</p>
利用上限回数	① 7日まで ②26日まで ③1回まで
費用	<p>①1泊2日につき4,000円 ②1日につき1,000円 ③乳房マッサージを実施した場合のみ 2,000円 ※町民税非課税世帯および生活保護世帯の場合は自己負担金免除</p>
相談日	事前に申請書の提出・予約が必須です。
申請書類等	本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）、利用申請書



3

家庭訪問・健康診査について

新生児・乳児・産婦訪問

お問い合わせ先
保健相談センター TEL 694-3344

保健師、助産師、保育士等が家庭を訪問して子どもの発育・育児・母乳・産後のお母さんの体のことなど相談に応じています。

出生届出時に、訪問のご案内をしています。早めの訪問・母乳ケアを希望される場合はご連絡ください。

低出生体重児訪問

お問い合わせ先
保健相談センター TEL 694-3344

出生時の体重が2,500グラム未満の場合は、保健相談センターに届け出てください。保健師等が訪問して、赤ちゃんの発育や育児の相談に応じます。

「伴走型相談支援」・「子育て応援給付金」
お問い合わせ先
子育て世代包括支援センター「藍っこ」 TEL 694-5599

令和5年2月より、全ての妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育てまで切れ目のない相談支援を行う「伴走型相談支援」と、経済的負担の軽減を図ることを目的とした「子育て応援給付金」の支給を実施しています。

対象：上板町に住民票を有し、出生した乳児を養育する方

「お食い初めセット」プレゼント

お問い合わせ先
産業課 TEL 694-6806

上板町では令和3年度から、当町に住民登録をされた新生児を対象に、県産木材を使用した「お食い初めセット」を、お誕生祝いとして、ご家庭にお届けしています。

「お食い初めセット」の内訳は、ベビースプーン1個・食べさせ用スプーン1個・ベビーフォーク1個・飯椀1個・汁椀1個・平皿1個・小鉢1個・高坏1個です。

食べさせ用スプーンにはお名前と生年月日が、飯椀・汁椀・平皿・小鉢・高坏には当町観光イメージキャラクター「かきじい」を刻印しています。お食い初めの時だけに限らず、普段のお食事の時にもお使いいただければ幸いに存じます。



新生児聴覚検査受診票

お問い合わせ先
保健相談センター TEL 694-3344

母子手帳交付時に出生後1週間以内に行う新生児聴覚検査（初回検査）の受診票を1枚交付いたします。

< 注意 >

上板町から他市町村に転出した場合、交付している受診票はお使いいただけません。転出先の市町村で交換してもらってください。

県外医療機関等で新生児聴覚検査を

受けた場合の助成について

お問い合わせ先
保健相談センター TEL 694-3344

里帰り出産等のため、県外医療機関等で新生児聴覚検査（初回検査）を受診する際に係る費用を助成いたします。

乳児一般健康診査受診票

お問い合わせ先
保健相談センター TEL 694-3344

母子手帳交付時に乳児一般健康診査受診票を2枚交付いたします。

乳児期は、身体やこころの発育面で重要な時期となります。病院での健康診査でご利用ください。

※1歳のお誕生日から使えなくなりますのでご注意ください。

※上板町ではお子さまの3～4か月頃と9～10か月頃に乳児健診のご案内をしております。できるだけ病院での健診と重ならないようにご利用ください。

< 注意 >

上板町から他市町村に転出した場合、交付している受診票はお使いいただけません。転出先の市町村で交換してもらってください。

産婦健康診査受診票

お問い合わせ先
保健相談センター TEL 694-3344

母子手帳交付時に出産後2週間、出産後1か月頃（産後8週以内）に実施する産婦健康診査の受診票を2枚交付いたします。

< 注意 >

上板町から他市町村に転出した場合、交付している受診票はお使いいただけません。転出先の市町村で交換してもらってください。



乳幼児健康診査

お問い合わせ先
保健相談センター TEL 694-3344

次の健診は、お子さまの成長・発達を確認する大切な健診です。上板町保健相談センター等で、無料で実施しています。該当期には個人通知をしています。

乳幼児健康診査スケジュール

年齢	健康診査名	方法	場所	内容
1か月	乳児一般健康診査	個別健診	県内医療機関	1か月児対象の乳児健康診査
3～4か月	乳児健康診査	集団健診	上板町保健相談センター等	問診、身体計測、内科診察、育児・栄養相談
6～7か月	乳児一般健康診査	個別健診	県内医療機関	6～7か月児対象の乳児健康診査
9～10か月	乳児健康診査	集団健診	上板町保健相談センター等	問診、身体計測、内科診察、育児・栄養相談
1歳6か月児	1歳6か月児健康診査	集団健診	上板町保健相談センター等	問診、身体計測、聴力検査、内科・歯科診察、発達・育児・栄養・歯科相談
2歳6か月児	2歳児 歯科健康診査・ フッ素塗布	集団健診	上板町保健相談センター等	問診、身体計測、歯科診察、フッ素塗布、発達・育児・栄養・歯科相談
3歳6か月児	3歳児健康診査	集団健診	上板町保健相談センター等	問診、身体計測、尿検査、屈折検査、内科・歯科診察、発達・育児・栄養・歯科相談

股関節脱臼検診

お問い合わせ先
保健相談センター TEL 694-3344

検診において、エコー検査で、股関節に脱臼がないかどうかを見ます。



ブックスタート

お問い合わせ先
民生児童課 TEL 694-6811

股関節脱臼検診の際に、赤ちゃんと保護者に読み聞かせの大切さなどのメッセージを伝えながら一人ひとりに絵本を手渡します。

のびのび子育て教室

お問い合わせ先
保健相談センター TEL 694-3344

2～5か月頃の乳児の保護者の方を対象に下記の内容で開催しています。

内容	管理栄養士による離乳食教室
	保健師による育児教室
	「子どもの成長発達について」
	「病気・事故予防（救急対応）について」
	「予防接種の受け方について」

育児相談・食事（離乳食）相談

お問い合わせ先
子育て世代包括支援センター「藍っこ」 TEL 694-5599

乳幼児の身体計測、育児や食事（離乳食）の相談を保健師、管理栄養士が行います。

- とき：毎月第2火曜日
 - 場所：上板町保健相談センター内 子育て世代包括支援センター「藍っこ」
- <注意>予約制ですので事前にお電話ください。

赤ちゃん和妈妈のお部屋

お問い合わせ先
保健相談センター TEL 694-3344

出産後の赤ちゃん和妈妈の情報交換の場です。（毎月第3火曜日 13：30～14：30）



子育てに関する相談窓口

お問い合わせ先

子育て世代包括支援センター「藍っこ」 TEL 694-5599

子どもの発達や育児に関する疑問や心配事について、気軽にゆっくり相談できる場です。専門スタッフが話を聞き、一緒に考えながら子育てを応援します。

相談の種類	スタッフ	内容
育児相談	保健師 助産師	お子さまの発育・発達に関することや、子育て中のイライラなどのストレス、母子関係の悩みなど、保護者ご自身の相談もできます。『子育てのちょっとした心配』の解決に向けてお手伝いします。
栄養相談	管理栄養士	離乳食、食事のメニューなどの相談ができます。

発達相談

お問い合わせ先

保健相談センター TEL 694-3344

歩行、言葉、聴力など、成長発達や子育てについて専門の相談員による個別の相談や教室を実施しています。

事業	スタッフ	内容
個別発達相談	心理相談員	年6回実施（奇数月） ＜注意＞予約制ですので事前にお電話ください。
言葉と聞こえの教室	心理相談員 保育士	年6回実施（偶数月） ＜注意＞予約制ですので事前にお電話ください。
2歳児すくすく教室	心理相談員	年3回実施 ＜注意＞予約制ですので事前にお電話ください。



4

生後2か月から始まる予防接種について

予防接種法による定期の予防接種を行います。「徳島県予防接種広域化」により、上板町内の医療機関に加えて、町外にかかりつけ医療機関がある方は、町外医療機関で予防接種を受けることができます。

予防接種の対象者には、個人通知をいたしますので、通知が届いたら保護者の方は医師と相談をして接種計画を立てて受けましょう。

< 注意 >

上板町から他市町村に転出した場合、交付している予診票はお使いいただけません。転出先の市町村で交換してもらってください。

予防接種の種類と接種年齢

お問い合わせ先

保健相談センター TEL 694-3344

種類	定期接種対象年齢	標準的な接種年齢	接種回数
ロタワクチン ※2種類のワクチンのうちどちらかを接種します。	「ロタリックス」 ：生後6週～生後24週	初回接種開始は、生後2か月～生後14週6日まで	4週間以上の間隔をおいて2回経口接種
	「ロタテック」 ：生後6週～生後32週		4週間以上の間隔をおいて3回経口接種
B型肝炎ワクチン	生後1歳に至るまで	生後2か月～9か月に至るまで	3回
小児用肺炎球菌ワクチン (肺炎球菌感染症)	生後2か月～5歳に至るまで	初回接種開始は、生後2か月～7か月に至るまで	接種開始時期： 生後2か月～6か月 4回
			接種開始時期： 生後7か月～11か月 3回
			接種開始時期： 1歳～2歳未満 2回
			接種開始時期： 2歳～5歳未満 1回



種類	定期接種対象年齢	標準的な接種年齢	接種回数
5種混合ワクチン※ (ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ・ヒブ)	生後2か月～7歳6か月に至るまで	1期初回： 生後2か月から生後7か月に至るまでに開始し、20日から56日までの間隔をおく	3回
		1期追加： 初回接種終了後から6～18か月までの間隔をおく	1回
BCGワクチン (結核)	生後1歳に至るまで	生後5か月～8か月に至るまで	1回
麻しん風しん(MR)ワクチン	1期： 生後1歳～2歳に至るまで	/	1回
	2期： 5歳以上7歳未満の者であって、小学校入学前1年間		1回
水痘ワクチン (水ぼうそう)	生後1歳～3歳に至るまで	生後15か月に至るまでに1回接種し、3か月以上、標準的には6～12か月の間隔をおいて1回	2回

※5種混合ワクチンについて

令和6年4月1日より5種混合ワクチンが定期接種となります。従来の4種混合ワクチンおよびヒブワクチンの接種も可能です。



種類	定期接種対象年齢	標準的な接種年齢	接種回数
日本脳炎ワクチン※	1期： 生後6か月～7歳6か月に至るまで	1期初回： 3歳～4歳未満	2回
		1期追加： 4歳～5歳未満	1回
	2期： 9歳以上13歳未満	9歳～10歳に達するまでの間	1回
2種混合ワクチン (ジフテリア・破傷風)	11歳以上13歳未満	11歳～12歳に達するまでの間	1回
ヒトパピローマウイルス (HPV) ワクチン	12歳となる日の属する年度から16歳となる日の属する年度の末日までにある女子 (中学1年生～高校1年生の女子)	使用するワクチンにより接種間隔が異なる。	使用するワクチンにより接種回数が異なる。
ヒトパピローマウイルス (HPV) ワクチン キャッチアップ	平成9年度生まれ～平成18年度生まれの女子 ※対象となる期間は令和4年4月～令和7年3月の3年間	使用するワクチンにより接種間隔が異なる。	3回

※日本脳炎の経過措置について

平成7年4月2日～平成19年4月1日に生まれた20歳未満の方で、平成17年～平成21年の積極的勧奨の差し控えにより、1期、2期の接種を受けられなかった方は、20歳までの間に定期接種として受けることができます。接種を希望される方は保健相談センター、またはかかりつけ医療機関へお問い合わせください。

県外医療機関等で予防接種を受けた場合の助成について

お問い合わせ先
保健相談センター TEL 694-3344

里帰り出産等のため、県外医療機関等で予防接種を実施した際にかかる費用を助成いたします。

妊娠を希望されるお母さんで、風しんの抗体価が低い方へ
風しん予防接種費用を助成しています

お問い合わせ先
保健相談センター TEL 694-3344

妊婦の風しん感染予防を強化し、先天性風しん症候群の発生を予防するため、風しんの感染予防を目的とした風しんワクチンの接種を受けた方に対し、その予防接種にかかる費用を助成いたします。



5

小児救急医療について

小児医療相談窓口

お問い合わせ先
保健相談センター TEL 694-3344

夜間・休日の子どもの急な病気（発熱・下痢・嘔吐・けいれんなど）やけがなどの際、家庭でどのように対処すればよいか、すぐに医療機関を受診したほうがよいかなど判断に迷ったときに、看護師等へ相談ができるものです。

相談無料

【注意】相談はあくまでも助言であり、診断・治療はできません。

※緊急の場合はためらわず 119 番で救急車を呼んでください。

1. 電話相談（徳島こども救急電話相談）

- プッシュ回線の固定電話・携帯電話からは局番なしの **#8000**
- ダイヤル回線の固定電話、IP 電話、その他 #8000 を利用できない場合は、
088-621-2365

【相談時間】 月曜日～土曜日：午後 6 時から翌朝 8 時まで
日曜日・祝日・年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）：24 時間対応

【相談体制】 まず相談員（看護師）が相談に応じ、より専門的な知識を要するものについては小児科医が対応します。

2. LINE、メールによる相談

【相談時間】 LINE：月曜日～金曜日（土・日・祝日は除く）午後 6 時～午後 10 時まで
メール：毎日 24 時間受付（原則 24 時間以内に回答）

【相談体制】 全て小児科医が対応

【利用方法】 会員登録が必要となります。

詳細は右の QR コードより徳島県のホームページをご覧ください。

(<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kenko/iryo/7219060/>)



小児救急医療体制

お問い合わせ先
保健相談センター TEL 694-3344

徳島県において小児救急医療体制を確保し、夜間休日の急な病気やケガに対応しています。詳細については下記の QR コードまたは「医療とくしま」ホームページをご覧ください。



◆ 「医療とくしま」ホームページ

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/med/information/children/7232921/>

（注）受診する前に病院へお問い合わせください。



6

子育てを応援します

子ども・子育て支援新制度について

お問い合わせ先

民生児童課 TEL 694-6811

《平成27年度より「子ども・子育て支援新制度」が始まりました》

新制度では、幼稚園・保育所・認定こども園の利用を希望される場合、全てのお子さまに「教育・保育の必要性に応じた認定」を受けていただきます。認定の区分は3つに分かれており、認定を受けた区分によって利用できる施設が決まり、利用の手続き先や方法が違います。

《3つの認定区分》

「認定」の区分は、お子さまの年齢、保育の必要性、保護者の働く時間によって変わります。

認定区分	対象年齢	教育・保育の形態	利用施設
1号認定	満3歳以上	保育の必要性なし	幼稚園・認定こども園（教育部分）
2号認定		保育の必要性あり	保育所・認定こども園（保育部分）
3号認定	満3歳未満		

《保育の必要性》

保育所・認定こども園（保育部分）を利用（2号・3号認定）する場合には、保育の必要な事由に該当することが必要です。

- 就労（フルタイムの他、パートタイム、夜間、居宅内の労働など、基本的にすべての就労を含む）
- 妊娠・出産
- 保護者の疾病、障がい
- 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動（起業準備を含む）【支給認定の有効期間90日間】
- 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- 虐待やDVのおそれがあること
- 育児休業取得中に、既に保育を利用しているお子さまがいて継続利用が必要であること
- その他、上記に類する状態として町長が認める場合



《保育の利用時間》

保育所・認定こども園（保育部分）利用（2号・3号認定）する場合、保護者の就労時間によって2つに分かれます。

保育標準時間	フルタイム就労を想定した利用時間（1日最長11時間） （月の就労時間が120時間以上） ※最長11時間を超えて利用を希望する場合は、各利用施設へご相談ください。
保育短時間	パートタイム就労を想定した利用時間（1日最長8時間） （月の就労時間が48時間以上120時間未満）

《利用者負担(保育料)の決定について》

利用者負担（保育料）は、保護者（両親）の住民税のうち市区町村民税の所得割^{※1}と、お子さまの年齢^{※2}、保護者の就労時間^{※3}により、階層区分に分けて決定します。家計の主となっている人（生計の中心者）が同居の祖父母等^{※4}と判断される場合は、その方の市区町村民税所得割も含めます。

※1 市区町村民税の所得割について

住宅借入金等特別控除、配当控除、外国税額控除、寄付金控除などの税額控除（調整控除を除く）を控除する前の金額になります。課税された市区町村民税の所得割額と異なる場合があります。

※2 年齢区分は入所（利用）年度の4月1日現在の年齢となり、その年度中は誕生日が来ても年齢区分は変わりません。

※3 「保育標準時間」・・・フルタイム就労を想定した利用時間（1日最長11時間）
「保育短時間」・・・パートタイム就労を想定した利用時間（1日最長8時間）

※4 判断基準

- ①祖父母等のいずれかが父母又は児童を税法上の扶養控除あるいは健康保険の扶養家族としている場合。
- ②①以外で祖父母にその母子（父子）を扶養可能な一定の収入があり、かつその母（父）に児童の養育・看護を含めた最低生活費程度の一定の収入が無いと認められる場合。
- ③農業者世帯、自営業者世帯等において祖父母が事業主となって父母を専従者控除の対象としており、事業構成者が一体となって生計を維持している場合。
- ④事実上扶養家族と認められる場合。

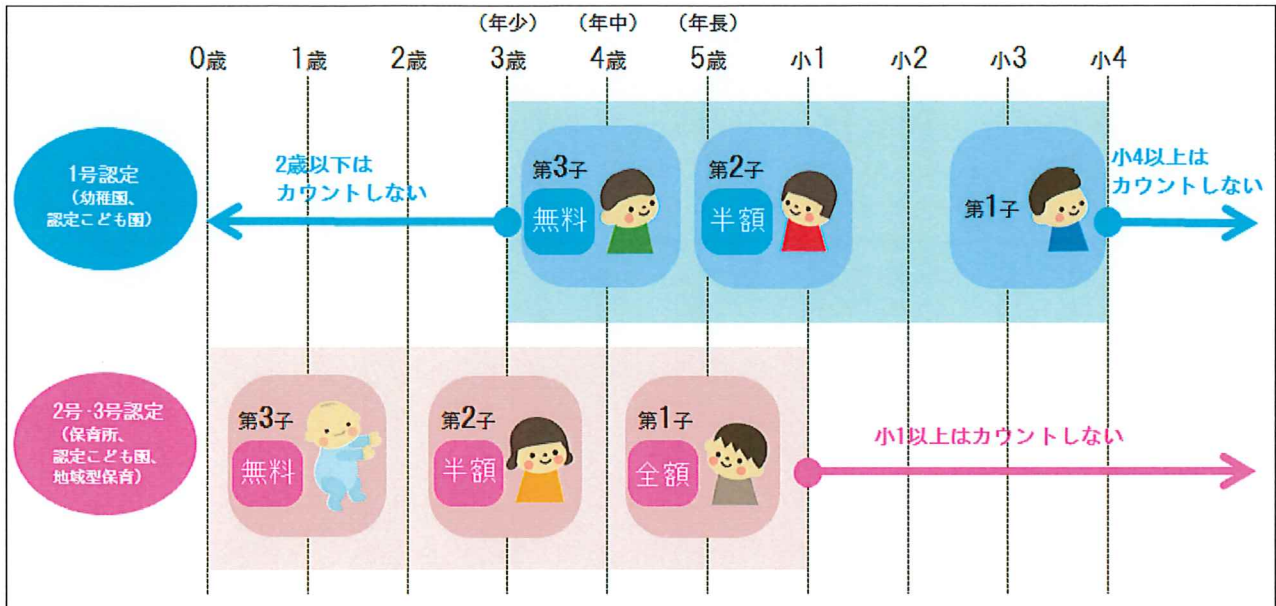
未婚のひとり親の寡婦(夫)控除のみなし適用（平成30年9月1日～）

婚姻歴のないひとり親の方は、申請により保育料が軽減される場合があります（税法上寡婦(夫)控除の適用がない方について、保育料の算定にあたり、寡婦(夫)控除があるものとします）。市町村民税の課税状況等によっては保育料が軽減されない場合もありますので、事前にさくら保育所または、民生児童課へお問い合わせください。なお、申請する場合は、申請書に記入し、戸籍謄本等の添付が必須となります。



《多子世帯の軽減について》

保育所	<p>就学前の範囲内に子どもが2人以上いる場合は、最年長のお子さまから順に2人目は半額。 3人目以降については、無料。ただし18歳未満（税法上の扶養からはずれている者は、除く。）の児童を3人以上扶養していることとする。</p>
-----	---



※きょうだいで通園する施設が異なる（認定区分が異なる）場合も、カウントの方法は同じです。

【例】第1子が小3、第2子が5歳（1号認定）で幼稚園を利用、第3子が3歳（2号認定）で保育所を利用している場合

- ➡ 第2子：小3以下の範囲で数えて第2子カウントになるので半額
- ➡ 第3子：小学校就学前以下の範囲で数えて第2子カウントになるので半額

※平成28年度から年収約360万円未満相当の世帯の場合、第1子の年齢にかかわらず、第2子の保育料が半額、第3子以降の保育料が無料です（年収約360万円未満相当のひとり親世帯等の場合は第1子から半額、第2子以降が無料です。）

※平成29年度から町民税非課税世帯の第2子は、無料。年収約360万円未満相当世帯の保育料の軽減措置が更に拡充しました。

※平成30年度から上記により算定した保育料の半額とします。

※平成30年度から3～5歳児第2子保育料が無料です。（所得制限なし）

※令和元年10月から、3歳以上の子どもの保育料は無料です。



《新制度では、毎年9月が利用者負担（保育料）の切り替え時期となります！》

令和6年度の利用者負担（保育料）は、4月分～8月分については令和5年度の課税状況（市区町村民税の所得割）、9月分～翌年3月分については令和6年度の課税状況（市区町村民税の所得割）により算定されます。

子ども・子育て支援新制度の開始により、算定方法が変更になっておりますので、ご注意ください。

令和6年度の利用者負担(保育料)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和5年度の課税状況で算定					令和6年度の課税状況で算定						

《広域保育所について》

上板町外に居住されている方で、さくら保育所を希望される場合

（1）上板町へ転入予定の方

上板町居住の方と同様に毎年11月上旬の申込期間にお申し込みください。ただし、利用希望日までに上板町に転入されることが条件となります。詳しくは、さくら保育所にご相談ください。

（2）上板町へ転入されない方（町外からの広域入所）

利用申込などは、居住地の保育所担当窓口にご相談ください。ただし、利用調整につきましては、上板町内に在住の方を優先させていただきます。また町外の方については、4月の利用申込において、11月上旬に申込された場合であっても、3月中旬ごろまで入所できるかわかりません。



上板町内に在住する、2歳までの保育所等に通っていないお子さんを対象に、年間15,000円（500円×30枚）のクーポンを交付します。

【交付要件】

- (1) 上板町内に居住する2歳までの児童
※令和5年3月31日までに出生されたお子さんが対象です
- (2) 保護者（父母または養父母）の住民税所得割合算額が169,000円未満であること
- (3) 基準日時点で、保育所等に子どもを預けていないこと
※基準日は、誕生日または転入日となります。
- (4) 以下の①②どちらにもあてはまらないこと
①子どもの「保育が必要」と市町村から認定を受けている。
②非課税世帯である。

【有効期限】

誕生日または転入日から次の誕生日の前日まで

【利用できるサービス】

- ・一時預かり事業
- ・病児、病後児保育事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業
- ・任意予防接種、フッ化塗布
- ・ベビースイミング（アサンスポーツクラブ）
- ・助産師訪問ケア
- ・産後ケア事業（アウトリーチ型産後ケア）
- ・親子同伴イベント（株式会社 Mirea）



さくら保育所

お問い合わせ先

さくら保育所 TEL 694-8180

入所基準	①就労、②妊娠・出産、③保護者の疾病・障がい、④親族の介護・看護、⑤災害復旧、⑥求職活動、⑦就学、⑧虐待やDVのおそれがあること、⑨育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること、⑩その他、保育を必要とする事由を町が認める場合
対象年齢	0歳児（満6か月以上）～3歳児
保育料	市町村民税の所得割額に応じて異なります。（3歳児無料）
保育時間	平日 7:15～19:00（18:15以降は延長保育） 土曜日 7:30～17:00（両親の就労証明書が必要）
給食	完全給食 （ただし3歳児は、毎月給食費を集金）
送迎	なし。保護者が責任をもって行ってください。
入所申し込み	毎年11月ごろ、翌年度入所希望される方の入所申し込みを受け付けています。 ※翌年度の途中入所希望の場合も11月に入所申し込みをしてください。

【特別保育】

延長保育	保護者の通勤や勤務時間にあわせて保育します。 ● 時間 18:15～19:00 ● 利用料金 1か月 2,000円
一時保育	緊急の理由等で家庭での保育が困難になったとき一時的に保育します。 ● 時間 月曜日から金曜日のうち週3回まで 8:30～17:00 ● 利用料金 1日2,000円、半日1,000円 ● 対象年齢 満1歳以上～幼稚園入園前までの児童 （しっかり歩行ができ、普通食を食べている子）
障がい児保育	専門機関で障がいを有すると認められ、集団保育が可能で日々通所できるお子さまを保育します。



上板町地域子育て支援センター

お問い合わせ先

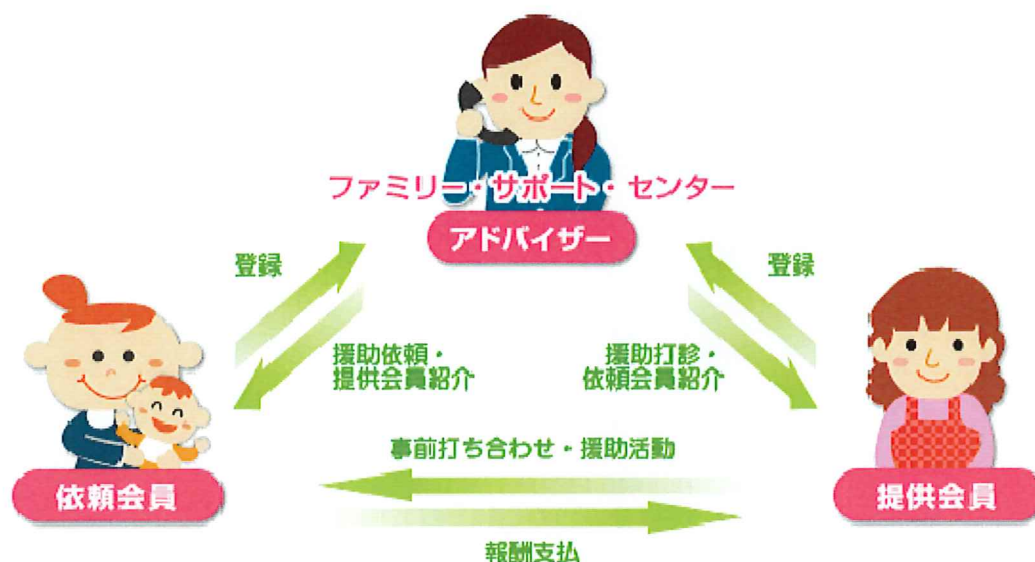
さくら保育所 TEL 694-8180

さくら保育所内に併設している上板町地域子育て支援センターでは、支援センター室の無料開放や育児講座・育児相談などを実施しています。

支援センター室、 運動ひろば開放 月曜日～金曜日 8:30～ 17:00	さくらっこひろば	楽しい遊びやイベントを用意しています。 保護者同伴でご参加下さい。 <ul style="list-style-type: none"> ● 時間 毎週木曜日と第2、第4火曜日 9:30～11:00 ● 対象年齢 満1歳以上
	子育てひろば	育児中のお母さんの子育てサークルです。 お母さん同士の情報交換、身体計測、絵本の読み聞かせ等を行っています。 <ul style="list-style-type: none"> ● 時間 毎週月曜日（祝日は除く） 10:00～11:30 ● 対象年齢 生後4か月ごろ～満1歳ぐらいまで
	育児講座	子育てや病気、食育などについて講座を開講します。開催日時、内容はその都度お知らせします。
	育児相談	保育士が子育ての悩みや不安の相談を受けます。 <ul style="list-style-type: none"> ● 時間 毎週月曜日～金曜日（祝日は除く） 8:30～17:00



ファミリー・サポート・センター



地域で子育ての支援をするために、依頼会員（育児の援助を受けたい人）と提供会員（育児の援助を行いたい人）が会員登録をし、地域において育児の相互援助活動（有償）を行う会員組織です。

センターでは、アドバイザーが会員の援助活動の依頼に応じて、援助を行ってくれる会員を紹介します。（基本的にセンターでお子さまを預かるわけではありません。）

子育て応援団ファミリー・サポート・センターホームページ「<http://fami-sapo.jp/>」より

< 安心ポイント >

- ① 援助活動の万一の事故に備えてファミリー・サポート・センター補償保険に加入しています。（保険料はセンターが負担します。）
- ② サポートを受ける前には「事前打ち合わせ」で十分話し合ってください。

依頼会員

0歳から小学校6年生までの子どもを預かって欲しい人

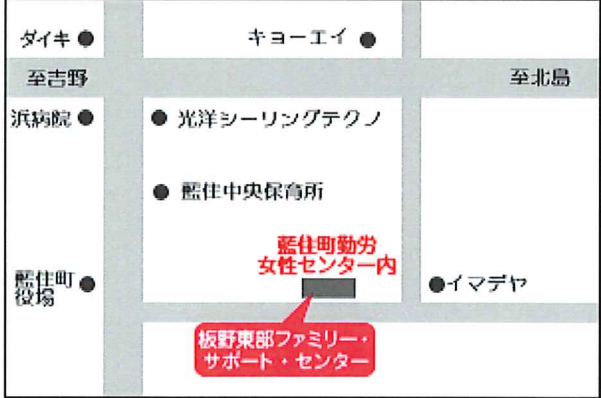
提供会員

心身共に健康で、子育て支援に熱意があり、自宅で子どもを預かることのできる人

両方会員

預けたり預かったりの両方を兼ねてできる人



<p>入会の手続き</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 会員登録（無料） ● 申込書に記入：印鑑・写真（保護者のもの）2枚 ● 受付時間：月～金 9：00～17：00
<p>活動時間と利用料金</p>	<p>援助を受けた依頼会員が提供会員に直接支払います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 月～金 7：00～21：00 1時間700円 ● 早朝、夜間、土日祭日、年末年始 1時間800円 <p>※送迎等の距離によっては、交通費が加算される場合があります。</p>
<p>お問い合わせ先</p>	<p>板野東部ファミリー・サポート・センター</p> <p>〒771-1203 徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前32-1 電話：088-693-3033 FAX：088-693-3034</p> 

板野東部ファミリー・サポート・センターによる病児・病後児預かりのサポートが始まりました。

安心して子育てをしながら働けるよう地域でのサポート環境の充実、病児・病後児施設への送迎、また病気の回復期で保育所の集団保育が困難な時期に「病児・病後児預かり」の研修を修了した提供会員がお子さんを一時的にお預かりします。



子育て短期支援事業

お問い合わせ先

民生児童課 TEL 694-6811

保護者が何らかの理由で一時的に児童の養育が困難となった場合などに短期で支援を行う事業です。

ショートステイ	<p>児童の養育が保護者の疾病・出産・看護・事故・災害・育児疲れなどで困難になった場合、児童を福祉施設等で一時的に養育します。</p> <ul style="list-style-type: none">● 実施施設：徳島児童ホーム・阿波国慈恵院・常楽園・鳴門子ども学園・徳島赤十字ひのみね医療療育センター附属乳児院● 利用料：2歳未満 1日 2,360円以内 2歳以上 1日 1,840円以内 生活保護世帯は無料 <p>※課税状況や世帯の状況によって利用料は変わります。また年度により変わることがあります。</p>
トワイライトステイ	<p>保護者が仕事などで帰宅が夜間になる場合、児童福祉施設等で一時的に養育します。</p> <ul style="list-style-type: none">● 実施施設：徳島児童ホーム・阿波国慈恵院・常楽園・鳴門子ども学園● 利用料：1日 750円以内 生活保護世帯は無料 <p>※課税状況や世帯の状況によって利用料は変わります。また年度により変わることがあります。</p>
休日預かり	<p>保護者が疾病・仕事等により、休日において養育が困難になった場合、児童福祉施設等で一時的に養育します。</p> <ul style="list-style-type: none">● 実施施設：徳島児童ホーム・阿波国慈恵院・常楽園・鳴門子ども学園● 利用料：1日 1,350円以内 生活保護世帯は無料 <p>※課税状況や世帯の状況によって利用料は変わります。また年度により変わることがあります。</p>



病児保育事業

お問い合わせ先

民生児童課 TEL 694-6811

この事業は、お子さまが病期中や病気の回復期にあつて、かつ保護者が就労しているなどの理由で、家庭で保育ができないときに、お子さまを一時的に預かる事業です。

利用対象者	上板町にお住まいの乳児・幼児または小学校に就学している児童
対象となる病気	<p>かぜ、消化不良症（多症候性下痢）などの子どもが日常かかる疾患や、はしか、水ぼうそう、風しんなどの感染性疾患、喘息などの慢性疾患及び骨折などの外傷性疾患など。</p> <p>< 注意 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 当面の症状の急変は認められないが、「病気の回復期に至っていない」または「回復期であっても集団保育は困難である」と認められるもの。 ● 徳島赤十字ひのみね医療療育センター附属乳児院は医療機関でないため、はしか、百日ぜき、インフルエンザなどの強い感染性疾患のお子さまはお預かりできません。
利用期間	集団保育が困難で、かつ、保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭などの理由でやむを得ず家庭で保育ができない期間。
利用料金	<p>一人当たりの日額1,800円</p> <p>※生活保護世帯、町民税非課税世帯は無料、町民税が均等割のみの世帯は900円</p> <p>< 注意 > 当該事業利用以外の診察料などがかかります。</p>
準備物	<p>①昼食：実施施設でも用意できますが、金額など実施施設によって異なります。事前にご確認ください。</p> <p>②着替え一式、バスタオルなど</p> <p>③薬：かかりつけの医療機関等に出されているものがあれば持参してください。</p>
利用できる曜日	<p>月曜日～土曜日 8:30～18:00</p> <p>※実施施設によって多少時間が異なりますので、直接お問い合わせください。</p>



実施施設	住所地に関係なく、次のどの実施施設でも利用することができます。		
	病院名	住所	電話番号
	ふじおか小児クリニック	徳島市昭和町 8 丁目 70-3	088-622-0012
	田山チャイルドクリニック	徳島市北矢三町 3 丁目 3-41	088-633-2055
	愛育小児科	徳島市国府町桜間字登々路 8-1	088-635-2299
	えもとこどもクリニック	徳島市北沖洲 3 丁目 1-24	088-664-8580
	ひなたクリニック	徳島市応神町古川字戎子野 81 番 4	088-678-5461
	末広ひなたクリニック	徳島市末広 2 丁目 1-111	088-624-8660
	徳島赤十字ひのみね医療療育センター附属乳児院	小松島市中田町字新開 2-2	0885-32-0555
	伊勢内科小児科	石井町石井字石井 726-7	080-6391-9523
	北島こどもクリニック	板野郡北島町中村字東堤ノ内 19-1	088-697-2221
富本小児科内科	板野郡藍住町東中富字東傍示 11-4	088-678-2111	
	受入定員、利用できる日時などは、上板町ホームページまたは、直接施設にご確認ください。		
利用手順	<ol style="list-style-type: none"> 1. 空き状況の確認・予約 前日または当日、電話などで利用を希望する実施施設へ直接お問い合わせください。 2. 利用前診察 前日または当日、かかりつけ医等で受診し、利用申請書の医師記入欄に「保育可能確認」を記入してもらってください。 ※利用前診察は、徳島赤十字ひのみね医療療育センター附属乳児院を除き、実施施設でもうけることができます。 3. サービスの利用 当日、実施施設へ利用申請書を提出し、サービスを受けてください。 4. 利用料金の支払い 当日、サービス終了後、お子さまを迎えにきた時にお支払いください。 		
利用上の注意	<ol style="list-style-type: none"> ①利用に際しては、実施施設からの指示を必ずお守りください。 ②保育中に病状に変化があった場合、サービスを中止しお迎えをお願いすることがあります。 ③土曜日に利用する場合は、できるだけ金曜日のうちに実施施設へ予約してください。 ④利用をキャンセルする場合は、お早めに実施施設まで連絡してください。 		



幼稚園

お問い合わせ先
教育委員会 TEL 694-6814

目的	学校教育法に基づく学校で、幼児を保育し、適切な環境を与えて、心身の発達を助長すること								
対象年齢	4歳児～5歳児（小学校就学まで）								
保育料	無料 ※給食費、教材費等は別途実費になります。								
保育時間	8：00～13：30								
給食	完全給食								
登園・降園	4歳児 ご家族の方で責任をもって登園・降園 5歳児 近所の小学生と一緒に集団登園、またはご家族の方で責任をもって降園								
預かり保育	<ul style="list-style-type: none"> ● 対象者：両親共働きのため、昼間園児が帰宅しても大人が家にいないご家庭や病人を介護して子どもの世話のできないご家庭の園児 ● 保育時間：平日：正規の保育の後～18：00 長期休業日：8：00～18：00 （高志幼稚園のみ19：00まで） 土曜日：8：00～17：00※ ※土曜日のみ松島小学校多目的ホールにて4園合同で実施します ● 預かり保育料：保育の必要性を認められた方は無料。それ以外の方は、1日450円または1か月4,000円。 おやつ代は別途集金します。 								
各幼稚園 お問い合わせ先	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%;">神宅幼稚園</td> <td>088-694-5016</td> </tr> <tr> <td>東光幼稚園</td> <td>088-694-5018</td> </tr> <tr> <td>松島幼稚園</td> <td>088-694-5015</td> </tr> <tr> <td>高志幼稚園</td> <td>088-694-5017</td> </tr> </table>	神宅幼稚園	088-694-5016	東光幼稚園	088-694-5018	松島幼稚園	088-694-5015	高志幼稚園	088-694-5017
神宅幼稚園	088-694-5016								
東光幼稚園	088-694-5018								
松島幼稚園	088-694-5015								
高志幼稚園	088-694-5017								



学童保育（放課後児童健全育成事業）

児童福祉法に定められている事業で、昼間保護者のいない家庭の児童に対し、学校の終了後に支援員が遊びの指導をするなど児童が集団で安心して過ごすことができる場を提供し、その健全な育成を図るものです。

詳しくは、下記学童保育クラブにお問い合わせください。

学童保育名	住所	電話番号
神宅学童保育クラブ わくわくらんど	上板町神宅字喜来95-3 神宅学童保育施設	088-694-4748
高志学童保育 あゆっこクラブ	上板町高瀬1113-1 高志学童保育施設	088-635-9114
松島学童保育 まつっこくらぶ	上板町鍛冶屋原字北原20-2 松島学童保育施設	088-694-6020
東光学童保育 ゆめっこクラブ	上板町西分字東光19-2 東光学童保育施設	088-694-6471

放課後児童クラブ利用料軽減事業

お問い合わせ先

民生児童課 TEL 694-6811

平成29年9月から放課後児童クラブ利用料軽減を実施しています。対象児童は、生活保護世帯の児童または、非課税世帯のひとり親家庭の児童です。詳しくは民生児童課にお問い合わせ下さい。



子育てグループ

グループ名	活動場所	時間	内容
さくら親の会 (代表者：三好) ----- 連絡先： 保健相談センター 088-694-3344	あおばの郷	毎月第3金曜日 19:30~21:00	障がいや発達課題を持つ子どもや親の交流・勉強会。
上板町 子育てひろば いちごmilk (代表者：加藤) ----- 連絡先：加藤 090-3186-2573	役場中央公民館・第3会議室(和室) ----- 西分老人集会所	第1・第3金曜日 10:00~13:30 ----- 第2・第4金曜日 10:00~13:30	親子の居場所づくり。 親子の情報交換や交流。 1年間の行事計画を立てて、毎月いろいろな遊びをしています。
かるうあmilk (代表者：伊月)		随時 日曜日	パパと子どものコミュニケーション力を高め、パパ同士も楽しめます。
クローバー (代表者：高橋)		随時 毎月1回定例会	保護者と子ども達の交流や子育ての連携、情報交換等をし、子育て力の向上と健全育成をめざしています。
La shi ku (代表者：多田) ----- 連絡先：多田 088-694-2497	上板町七條字一里山ノ下12番地	随時	自然派かあちゃん3人が、モンテッソーリ教育、シュターナ系お絵かき教室、ゆるべじ教室を日替わりで開催。詳細はフェイスブックで。



子育て支援ボランティア

グループ名	活動場所	時間	内容
上板子育て支援 ボランティア (代表者：長野)	町内公共施設	毎週 火・木・土曜日 13:30～16:30	①不登校児、問題を抱える子ども達の保護者、関係者への相談や話し合い ②関係児童や長期休業日、放課後等々に遊びに来る児童達への対応(調理、卓球、囲碁、将棋、本の読み聞かせ等々)
連絡先：本浄 088-694-2475 090-1003-4611			
キラキラひろば (代表者：鈴江)	南老人集会所	毎月 第2・第4土曜 13:30～16:00	①キラキラ図書の貸し出し ②図書の修理 ③図書環境づくり ④絵本の読みきかせ・おはなし会(大型絵本・紙しばい・季節のおはなしなど) ⑤読みきかせ勉強会
連絡先：鈴江 088-694-5417			
上板あいいく会 (代表者：松田)	町内公共施設 ・上板中学校	毎月 第3土曜日 9:00～11:00 ※作業時は活動時間を変更	①上板中学校の環境美装活動協力 ②通学路の安全巡回 ③空き缶、空きビン回収による空き缶文庫へ本の寄贈 ④子育て、教育相談 ⑤子育て支援ボランティア等への活動支援
連絡先：本浄 088-694-2475 090-1003-4611			
特定非営利活動法人 赤い屋根 上板 (代表者：西條)	町内公共施設 及び民間施設	時間不定 ※行事については、チラシ等で案内します。	①親子の交流活動 ②子ども総合体験活動 ③子育て、教育相談活動 ④学校環境美化支援活動 ⑤子どもの読書推進支援活動
連絡先：本浄 088-694-2475 090-1003-4611			



地域の読みきかせ（おはなし）グループ

グループ名	活動場所	時間	内容
さくらんぼ (代表：鈴江)	さくら保育所	第1・3木曜 10:45～11:15	0～3歳児を対象に読みきかせ、 手遊び等を行っています。
	子育て支援センター	第3木曜 10:45～11:00	
おはなし☆ キラキラ (代表：鈴江)	高志幼稚園	毎月1回 10:00～10:30	お誕生会に紙芝居や大型絵本の読みきかせ。
	高志小学校	毎週木曜 8:15～8:30	全6学年クラスごとに1名が読み聞かせを実施。
おはなし シャワー会 (代表：知野)	神宅幼稚園	毎月1回 10:00～10:30	お誕生会に紙芝居や大型絵本の読みきかせ。
	神宅小学校	毎週火曜 8:15～8:30	全6学年クラスごとに1名が読み聞かせを実施。
おはなしダイヤ (代表：高田)	東光幼稚園	毎月1回 10:00～10:30	お誕生会に紙芝居や大型絵本の読みきかせ。
	東光小学校	毎週金曜 8:15～8:30	全6学年クラスごとに1名が読み聞かせを実施。
わくわく♡ はあと (代表：手塚)	松島幼稚園	毎月1回 10:00～10:30	お誕生会に紙芝居や大型絵本の読みきかせ。
	松島小学校	毎週火曜 8:15～8:30	全6学年クラスごとに1名が読み聞かせを実施。
藍の会 (代表：西條)	上板中学校	毎週水曜 8:25～8:35	中学生を対象に絵本・詩・紙芝居等の読みきかせを行っています。



7

もしもひとり親家庭になったら

児童扶養手当

お問い合わせ先
民生児童課 TEL 694-6811

父母の離婚などで父または母と生計を同じくしていない児童を監護・養育している方に審査の上、支給されるものです。（所得制限有）

なお、児童扶養手当の支給は、監護・養育されている児童が18歳に達した年度末（政令で定める障がいのある児童の場合は20歳（ただし、再認定の請求が必要））までです。

ひとり親家庭の医療費助成制度

お問い合わせ先
民生児童課 TEL 694-6811

18歳到達後最初の3月31日までの間にある子を養育している父子家庭の父子または母子家庭の母子及び父母のいない児童が入院した場合や児童の通院時に、保険診療の自己負担分の助成を行います（児童の通院については、1,000円の自己負担があります）。（児童扶養手当と同等の審査をします。）

母子父子寡婦福祉資金貸付制度

お問い合わせ先
東部保健福祉局 TEL 626-8714

母子・父子家庭、寡婦の生活の安定と、その子どもの健やかな成長を図るために、貸付を行います。



8

もしも子育てに悩んだら

子育てで悩んだとき、心配事を誰かに相談したいけれど、家族や友達には言い出しにくい時、専門家や、相談員に話してみませんか？

どこの相談機関も相談する人の立場に立って聞いてくれます。相談者のプライバシーは固く守られますので安心して電話してみてください。

子育て世代包括支援センター「藍っこ」

令和3年4月、上板町保健相談センターの開設と同時に、安心してお子さまを産み育てることができるよう、妊娠期から子育て期を切れ目なく支援できるよう「子育て世代包括支援センター」を開設しました。保健師等がお母さんやお子さんの健康や子育てに関する様々な相談に対応しています。お気軽にお立ち寄りください。来所相談だけでなく、電話相談や家庭訪問も行います。

子育て世代包括支援センターの主な業務

妊娠が分かったら…

- ♥ 母子健康手帳の交付
- ♥ 妊婦一般健康診査受診票の交付
- ♥ 妊娠・出産に関する情報提供・相談・支援

子育てで心配なこと・気になることがあったら…

- ♥ 授乳相談、離乳食相談など
- ♥ お子さんやご家族の健康相談（お子さんの身体計測）
- ♥ 子育てに関する情報提供・相談・受付

● 受付日時：月曜日～金曜日 8：30～17：00（土日祝日、12/29～1/3 除く）

● 費用：無料

● お問い合わせ先：所在地 〒771-1392 板野郡上板町七條字経塚 42 番地
上板町役場 保健相談センター内

電話 088-694-5599



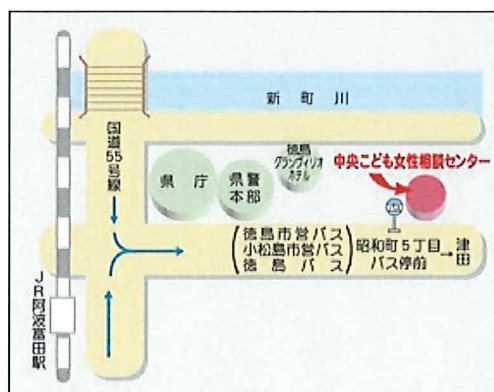
徳島県中央こども女性相談センター

18歳未満の子どもの福祉について、あらゆる相談に応じます。

特に心身障がい児については、医師・児童心理士等が医学的・心理学的診断や面接を実施し、発達・障がい相談や児童福祉施設・福祉サービス利用のための相談支援を行っています。

また、配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス＝DV）や離婚・男女問題・ストーカーなどで悩んでいる方のご相談をお受けします。ひとりで悩まず、ぜひご相談ください。

- 受付日時：毎日 9：00～21：00
（12/29～1/3は除く）
※面接は要予約
- 費用：無料
- お問い合わせ先：
所在地 〒770-0942
徳島市昭和町5-5-1
電話
（児童相談担当）088-622-2205
（女性支援担当）088-652-5503



徳島県東部保健福祉局（家庭児童相談室）

- 受付日時：月曜日～金曜日 9：15～16：00（土日祝日、12/29～1/3除く）
- 費用：無料
- お問い合わせ先：所在地 〒770-0855 徳島市新蔵町1-67
徳島県東部保健福祉局 地域福祉・こども家庭支援担当
電話 088-626-8716

民生・児童委員

お問い合わせ先
民生児童課 TEL 694-6811

各地域に民生・児童委員がいて身近なところで相談に応じています。民生・児童委員については役場民生児童課にお問い合わせ下さい。



上板町子ども若者家庭支援室

「上板町子ども家庭総合支援室」と「上板町子ども・若者相談支援室『あい』」を統合し、令和6年4月1日から、「上板町子ども若者家庭支援室」を開設いたしました。

支援室では、0歳から18歳未満の子どもとその家庭及び妊産婦等に対して、子どもの健やかな成長を支えるために、相談内容に応じた子育て支援サービスや制度、地域資源などのご案内や児童虐待かもしれないといった相談に対応します。

また、子育て、虐待、ニート、ひきこもり、不登校等、社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者（幼・小・中学生・中学卒業～39歳ぐらいまで）に対しても、相談窓口として適切な支援機関の紹介や情報提供、助言を行います。

関係機関が連携した総合的支援が必要な場合は、個人情報に関する同意を得た上で、関係する支援機関が連携し、一人ひとりの状況に応じて支援を行います。

困ったとき、話したいときなど、お気軽にご相談ください。

- 場 所：上板町保健相談センター内（上板町役場西側）
- 受付日時：月曜日から金曜日 8:30～17:00（土、日、祝祭日、年末年始は除く）
- 費 用：無料
- お問い合わせ先：上板町子ども若者家庭支援室
電話 088-637-6006
上板町民生児童課
電話 088-694-6811



社会福祉法人 矯風会 こども家庭支援センターひかり

お母さん・お父さん・子どもさん自身もひとりで悩まないで家庭のこと・子育てのこと
学校のことなど気軽に相談できます。

- 受付日時：年中無休 9：00～19：00 ※緊急の場合は時間外も受け付けます。
- 費用：無料
- お問い合わせ先：所在地 〒771-0131 徳島県徳島市川内町大松837-1
電話 088-666-2211

<子ども何でもダイヤル>

子ども自身が気軽に相談できるために開設されたダイヤルです。

(友達のこと、勉強のこと、家族のこと、ご飯を食べさせてもらえない、など)

- 受付日時：毎日 13：00～18：00 (12/29～1/3 は除く)
- お問い合わせ先：電話 088-635-0303



9

病気や障がいのある方へ

身体障害者手帳

お問い合わせ先

民生児童課 TEL 694-6811

身体障害者福祉法による援護を受けるためには、身体障害者手帳の交付を受けることが必要です。

手帳の交付を受けるには、交付申請書に本人の写真（1年以内のもの、縦4cm、横3cm）と知事が指定する医師の診断書を添えて申請します。県が申請内容を審査し、法律に定められた障がい基準にあてはまると、手帳が交付されます。

療育手帳

お問い合わせ先

民生児童課 TEL 694-6811

知的障がい児が、一貫した指導、相談や援護を受けやすくするために療育手帳が交付されています。

手帳の交付を受けるには、交付申請書に本人の写真（1年以内のもの、縦4cm、横3cm）を添えて申請します。中央こども女性相談センターまたは障がい者相談支援センターの判定結果に基づいて手帳が交付されます。

自立支援医療費（育成医療）

お問い合わせ先

民生児童課 TEL 694-6811

18歳未満で身体に障がいのある児童または、現存する疾患がこれを放置すれば将来障がいに至ると認められ、確実な治療効果が期待できる場合、医療の給付を行います。なお世帯の所得により費用を負担していただきます。

補装具費の支給

お問い合わせ先

民生児童課 TEL 694-6811

18歳未満の身体障害者手帳を持っている児童で、身体上の障がいを補うための補装具費を支給します。

なお、利用者負担は原則として定率（1割）となっています。ただし世帯の所得に応じて負担上限月額が設定されます。



軽度・中等度難聴児補聴器購入費用の一部助成

お問い合わせ先

民生児童課 TEL 694-6811

身体障害者手帳の交付対象とならない、軽度・中等度難聴児に対して補聴器購入費用の一部を助成します。

日常生活用具の給付及び貸与

お問い合わせ先

民生児童課 TEL 694-6811

重度障がい児の日常生活がより円滑に行われるための用具の給付等を行います。
なお、費用の一部を負担していただきます。ただし世帯の所得に応じて負担上限額が設定されます。

重度身体障がい児住宅改修費給付事業

お問い合わせ先

民生児童課 TEL 694-6811

日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の重度身体障がい児が住環境の改善を行う為の住宅改修費を給付します。(1割自己負担 補助限度額20万円)

重度身体障がい児住宅改造助成事業

お問い合わせ先

民生児童課 TEL 694-6811

重度身体障がい児が身辺自立の促進と家族の負担を軽減するため、住宅改造に要する経費を助成します。(1/3自己負担 補助限度額90万円)

重度心身障がい児に対する医療費の助成

お問い合わせ先

民生児童課 TEL 694-6811

身体障害者手帳(1.2級)を持っている方、療育手帳Aを持っている方、重複障がい児の方(身体障害者手帳3.4級かつIQ50以下の方)が病院などで診療を受けた場合に、医療費の自己負担金(保険適用分)を助成します。(所得制限有)



小児慢性特定疾患患者に対する医療の給付

お問い合わせ先
徳島保健所 TEL 602-8906

小児慢性疾患のうち、国が指定する治療が長期にわたり医療費も高額となる特定の病気について、医療保険各法による医療の給付を受けた場合の自己負担分を公費で助成します。

小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付

お問い合わせ先
民生児童課 TEL 694-6811

小児慢性特定疾患の対象となっている方に対し、日常生活用具を給付します。（所得要件有）

特定疾患患者に対する医療費の助成

お問い合わせ先
徳島保健所 TEL 652-5151

国が指定する難病のうち特定疾患の患者が、認定を受けた疾患に関して医療保険及び介護保険各法による医療の給付を受けた場合の自己負担分、入院時食事療養費を助成します。なお重症度及び所得に応じ一部を負担していただきます。

障害児福祉手当

お問い合わせ先
民生児童課 TEL 694-6811

在宅の重度障がい児で、日常生活が著しく制限され、介護を要する状態にある20歳未満の者に対し月額15,220円を支給します。年度により手当額は変わることがあります。

特別児童扶養手当

お問い合わせ先
民生児童課 TEL 694-6811

20歳未満の障がい児（者）を養育している父母もしくは養育者に対し、障がいの状態に応じて、児童一人につき1級が月額55,350円、2級が月額36,860円を支給します。年度により手当額は変わることがあります。（所得制限有）



介護手当

お問い合わせ先
民生児童課 TEL 694-6811

在宅の重度障がい児（障害児福祉手当受給者）で特別の介護が必要な者を在宅で介護している者に対し、月額5,000円を支給します。

特定疾患患者（児童）に対する障がい福祉サービス等

お問い合わせ先
民生児童課 TEL 694-6811

平成25年4月に「障害者総合支援法」が施行され、障がい者の範囲に難病等の方々が加わりました。

対象となる方々は、身体障害者手帳等の所持の有無に関わらず、必要と認められた障がい福祉サービス等の受給が可能となりました。

- 障がい福祉サービス
- 相談支援
- 補装具及び地域生活支援事業
- 障がい児通所支援及び障がい児入所支援

児童居宅介護（障害者総合支援法）

お問い合わせ先
民生児童課 TEL 694-6811

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

児童発達支援（児童福祉法）

お問い合わせ先
民生児童課 TEL 694-6811

未就学の障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。

放課後等デイサービス（児童福祉法）

お問い合わせ先
民生児童課 TEL 694-6811

就学中の障がい児に、授業の終了後または休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。



保育所等訪問支援（児童福祉法）

お問い合わせ先
民生児童課 TEL 694-6811

障がい児が通う保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

短期入所（障害者総合支援法）

お問い合わせ先
民生児童課 TEL 694-6811

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

行動援護（障害者総合支援法）

お問い合わせ先
民生児童課 TEL 694-6811

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

移動支援（地域生活支援事業）

お問い合わせ先
民生児童課 TEL 694-6811

屋外での移動に著しい制限のある視覚障がい児、全身性障がい児、知的障がい児が生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。

日中一時支援（地域生活支援事業）

お問い合わせ先
民生児童課 TEL 694-6811

日中において看護する者がいない場合などに、短期入所事業所等において、活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練
その他上板町が認めた支援を行います。
それぞれ費用の一部を負担していただきます。



10

児童虐待について

虐待の種類

虐待には次の4つの種類があります。

身体的虐待

首を絞める、なぐる、ける、投げ落とす、溺れさせる、異物を飲ませる、熱湯をかける、逆さ吊りにする、戸外に閉め出す、縄などで身体を拘束するなど。

児童虐待の防止等に関する法律
第2条第1号

児童の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。

性的虐待

子どもへの性交、性的行為の強要、性器や性交を見せる、ポルノグラフィの被写体に子どもを強要するなど。

児童虐待の防止等に関する法律
第2条第2号

児童にわいせつな行為をすることまたは児童をしてわいせつな行為をさせること。

ネグレクト

(養育の拒否・保護の怠慢)

家に閉じこめる、病気やけがをしても病院に連れて行かない、適切な食事を与えない、ひどく不潔なままにする、自動車内や家に置き去りにする、同居人による暴力を放置するなど。

児童虐待の防止等に関する法律
第2条第3号

児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置、保護者以外の同居人による児童虐待の行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

心理的虐待

言葉によるおどし、脅迫、無視、兄弟間の差別的な扱い、子どもの中でDV（ドメスティック・バイオレンス）行為を行うことなど。

児童虐待の防止等に関する法律
第2条第4号

児童に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。



もし虐待に気づいたら

「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに通告しなければなりません。（児童虐待防止法第6条第1項）」とあるように、虐待を疑った時、虐待を発見した時はまず、市町村の児童相談窓口、県の福祉事務所または、児童相談所等に通告してください。（電話でもかまいません。）通報を受けた機関は、通告者の秘密を守ります。

もし自分自身が虐待してしまいそうだと感じたら

市町村の児童相談窓口、県の東部保健福祉局、児童相談所等に相談してください。解決方法を探してみましょう。

相談先	電話番号
上板町役場 民生児童課	088-694-6811
子ども若者家庭支援室	088-637-6006
上板町役場 保健相談センター	088-694-3344
上板町子育て世代包括支援センター 『藍っこ』	088-694-5599
徳島県中央こども女性相談センター	088-622-2205
徳島県東部保健福祉局	088-626-8716
子どもの人権110番	0120-007-110

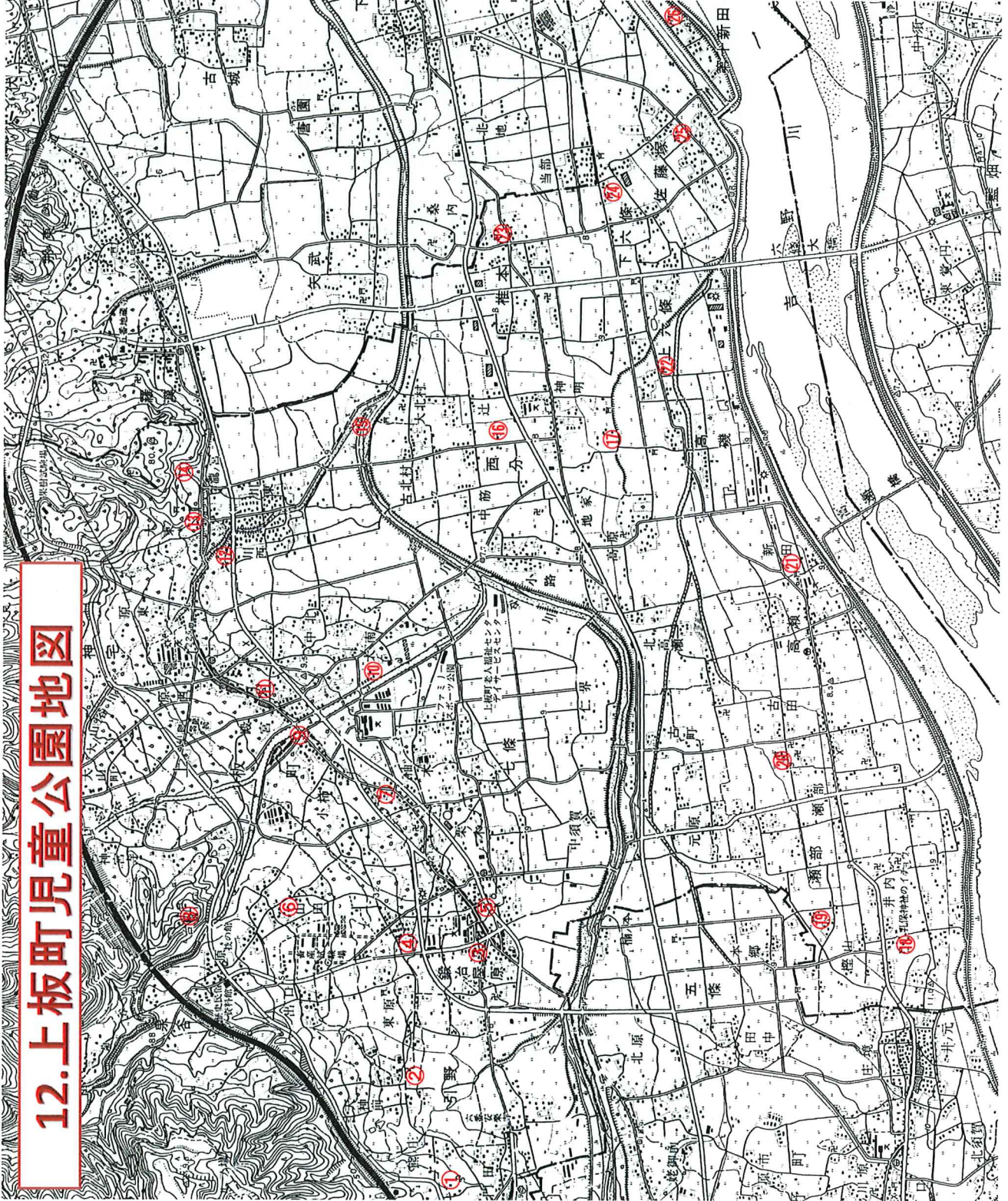


11

各機関連絡先

施設名		所在地	電話番号
上板町役場	健康推進課	上板町七條字経塚 42	088-694-6810
	保健相談センター		088-694-3344
	民生児童課		088-694-6811
	子ども若者家庭支援室		088-637-6006
	住民人権課		088-694-6809
	税務課		088-694-6807
	環境保全課		088-694-6813
上板町子育て世代包括支援センター 「藍っこ」		上板町七條字経塚 42	088-694-5599
さくら保育所 (上板町子育て支援センター)		上板町西分字日吉前 20-1	088-694-8180
上板町教育委員会		上板町七條字経塚 42	088-694-6814
幼稚園	松島幼稚園	上板町鍛冶屋原字北原 20	088-694-5015
	神宅幼稚園	上板町神宅字喜来 135	088-694-5016
	高志幼稚園	上板町高瀬字天目一 1108	088-694-5017
	東光幼稚園	上板町西分字東光 8	088-694-5018
学童保育	(松島) まつっこくらぶ	上板町鍛冶屋原字北原 20-2	088-694-6020
	(神宅) わくわくらんど	上板町神宅字喜来 95-3	088-694-4748
	(高志) あゆっこクラブ	上板町高瀬 1113-1	088-635-9114
	(東光) ゆめっこクラブ	上板町西分字東光 19-2	088-694-6471
小学校	松島小学校	上板町鍛冶屋原字北原 20	088-694-2004
	神宅小学校	上板町神宅字喜来 135	088-694-2041
	高志小学校	上板町高瀬字天目一 1108	088-694-2815
	東光小学校	上板町西分字東光 8	088-694-2068
上板中学校		上板町神宅字西金屋 44	088-694-2035
上板町文化センター		上板町神宅字青木 10-1	088-694-3020
適応指導教室「あいっ子」学級		上板町七條字天王 7 番地 (テニスコート東側)	088-694-6111
徳島県東部保健福祉局	疾病対策担当	徳島市新蔵町 3-80(徳島保健所)	088-602-8906
	子ども家庭支援 担当	徳島市新蔵町 1-67	088-626-8716
徳島県中央こども女性相 談センター	児童相談担当	徳島市昭和町 5-5-1	088-622-2205
	女性支援担当		088-652-5503
こども家庭支援センター「ひかり」		徳島市川内町大松 837-1	088-666-2211

- ① 熊/庄子どもの遊び場
- ② 天神前子どもの遊び場
- ③ 松島子どもの遊び場
- ④ 東麻住宅北公園
- ⑤ 親治屋原公園
- ⑥ 泉谷児童遊園
- ⑦ 柚木児童遊園
- ⑧ 台中児童公園
- ⑨ 小柳住宅公園
- ⑩ 学園橋団地公園
- ⑪ 殿宮子どもの遊び場
- ⑫ 青本団地公園
- ⑬ 滝/宮児童遊園
- ⑭ 滝/宮子どもの遊び場
- ⑮ 憩いの丘公園
- ⑯ 馬道子どもの遊び場
- ⑰ むつみ児童遊園
- ⑱ 井/舟子どもの遊び場
- ⑲ 烏屋大がす子どもの遊び場
- ⑳ 瀬部農村公園
- ㉑ 天目一農村公園
- ㉒ 上六條子どもの遊び場
- ㉓ 椎本子どもの遊び場
- ㉔ 下六條子どもの遊び場
- ㉕ 佐藤塚やすらぎ広場
- ㉖ 第十新里子どもの遊び場



12. 上板町児童公園地図

- ① にじいろ公園
- ② にれつすべいだい公園
- ③ バスケット公園
- ④ あじさい公園
- ⑤ あじさい東公園
- ⑥ やすらぎ公園
- ⑦ 花花公園
- ⑧ 花南緑地帯公園
- ⑨ かしの木公園
- ⑩ いすまる公園
- ⑪ 松木公園
- ⑫ ぶどう公園
- ⑬ フルー公園
- ⑭ フルー東公園
- ⑮ どうぶつ公園
- ⑯ ピラミッド公園

